



2019年4月19日

各 位

〔会社名〕 極東貿易株式会社

〔代表者名〕 代表取締役社長 社長執行役員

岡田 義也

(コード番号 8093 ・ 東証第一部)

〔問合せ先〕 取締役 専務執行役員

管理企画グループ長 苫米地 信輝

(TEL. 03-3244-3592)

株主提案に関する書面の受領のお知らせ

当社は、当社の株主であるIntertrust Trustees (Cayman) Limited Soley In Its Capacity As Trustee Of Japan-Up及び株式会社ストラテジックキャピタル(以下「提案株主」といいます。)より、2019年6月開催予定の当社第99回定時株主総会における議題について株主提案を行う旨の2019年4月18日付の書面(以下「本株主提案書面」といいます。)を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

株主名 Intertrust Trustees (Cayman) Limited Soley In Its Capacity As Trustee Of Japan-Up 及び 株式会社ストラテジックキャピタル

2. 提案された内容

(1) 議題

- ① 資本コストの開示に係る定款変更の件
- ② 保有する株式の売却に係る定款変更の件
- ③ 剰余金を処分する件

(2) 議案の内容

別紙「本株主提案書面」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案書面」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものです。

3. 今後の対応

本株主提案に関する当社取締役会の方針につきましては、提案内容を慎重に検討し、取締役会としての意見を形成させてまいります。

併せて、開示すべき事項がございましたら速やかに開示いたします。

以上

(別紙)

ご 通 知

東京都千代田区大手町2丁目2番1号
極東貿易株式会社
代表取締役社長 岡田義也 殿

2019年4月18日

190 ELGIN AVENUE, GEORGE TOWN,
GRAND CAYMAN KY1-9005, CAYMAN ISLANDS

当社株主 INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED
SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP
常任代理人 東京都港区港南二丁目15番1号品川インターシティA棟
株式会社みずほ銀行決済営業部

及び

当社株主 東京都渋谷区東三丁目14番15号
差出人 株式会社ストラテジックキャピタル代表取締役 丸木 強

INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP
及び株式会社ストラテジックキャピタル(両者で極東貿易株式会社(以下「当社」といいます。))の議決権を300個以上6か月前から引き続き保有)は、会社法第303条第2項及び同第305条第1項に基づき、本書をもって次のとおり請求します。なお、個別株主通知の受付票については別途郵送いたします。

- 1 後記の提案する議題を、2019年6月に開催される当社定時株主総会における会議の目的とすること。
- 2 後記の提案する議題、提案の内容及び提案の理由を株主総会招集の通知及び添付の参考書類に記載すること。

第1 提案する議題

1. 資本コストの開示に係る定款変更の件
2. 保有する株式の売却に係る定款変更の件
3. 剰余金を処分する件

第2 提案の内容

1. 資本コストの開示に係る定款変更の件
現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第7章 資本コスト

(資本コストの開示)

第37条 当社は、当社が金融商品取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書(以下「CG報告書」という。)において、CG報告書提出日から遡る1か月以内において当社が把握する加重平均資本コストを、その算定根拠とともに開示するものとする。

2. 保有する株式の売却に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

なお、章番号と条数については、上記の議案1の「資本コストの開示に係る定款変更の件」が可決されなかった場合は、第8章ではなく第7章、第38条ではなく第37条とする。

第8章 保有する株式の売却

(保有株式の売却)

第38条

- ① 当社が、本条を追加する定款変更の効力発生日現在、純投資目的で保有している株式は、第100期中に速やかに売却するものとする。
- ② 当社が、前項に規定する日現在、政策保有株式として保有している株式は、第100期から第102期までの3期中に速やかに売却するものとする。

3. 剰余金を処分する件

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 財産の割り当てに関する事項及びその総額

188円から、第99回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案(以下「会社側利益処分案」という。)に基づく普

通株式1株当たり配当金額（以下「会社提案配当金額」という。）を控除した金額を、会社提案配当金額に加えて配当する。

第99期1株当たり当期純利益金額から小数点以下を切り捨てた金額（以下「実績EPS」という。）が188円と異なる場合は冒頭の188円を実績EPSに読み替える。

なお、配当金額は、上記の普通株式1株当たりの配当金額に2019年3月31日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月に開催される第99回当社定時株主総会の開催日の翌日なお、本議案は、第99回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

第3 提案の理由

1. 資本コストの開示に係る定款変更の件

当社の株価は解散価値を大きく下回る状態が継続している。これは、当社のROE（自己資本利益率）が投資家の求める水準（株主資本コスト）に達していないということである。

東京証券取引所の有価証券上場規程別添の「コーポレートガバナンス・コード」（以下「コード」という。）において、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである」として、経営陣が自社の資本コストを的確に把握することを求めている（コードの「原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表」）。当社経営陣においても、当社の株主資本コストを踏まえた加重平均資本コストを的確に把握したうえで事業計画や資本政策等を立案・検証することが求められているというべきである。また、加重平均資本コストが開示されることにより、当社経営陣と株主を含む投資家との間で、共通の尺度に基づく対話も可能となる。このように資本コストを開示することによって、当社株式の市場における低い評価の改善を目指すことができると考える。

2. 保有する株式の売却に係る定款変更の件

当社は、2018年3月末現在、貸借対照表計上額で15億67百万円となる3銘柄

の政策保有株式を保有し、また、貸借対照表計上額で 42 億 64 百万円の株式を純投資目的で保有している。

当社の有価証券報告書によれば、政策保有株式の株式発行企業は、当社の「仕入先であり（中略）国内外で協業体制を取って」と説明されているが、株式を保有することと仕入れを行うなど協業体制を取ることがどう関係するのか理解できない。

さらに、当社の株主は、株式投資による利益ではなく、当社の本業での利益拡大に期待して当社の株式を保有しているのであって、純投資目的で保有する株式についても、当社がこれを保有する理由はない。

当社は、現在保有する政策保有株式及び純投資目的の株式を早期に全て売却し、その売却代金を当社の株主価値向上のために使うべきである。具体的には、純投資目的の株式は今期中に売却することとし、政策保有株式は売却に時間を要する可能性があることに鑑み、今期を含む今後 3 期以内に売却することとする。

3. 剰余金を処分する件

「第 2 3. 剰余金を処分する件」に記載の 188 円とは、2019 年 4 月 15 日現在最新の当社予想 1 株当たり当期純利益の金額である。本件は、会社提案の 1 株当たり配当金がいくらであっても、当期純利益全てを配当すること、つまり、配当性向 100% を企図した提案である。

当社の自己資本比率は 2018 年 3 月末現在で 44.4 %、同年 12 月末では 48.0 % となっているが、これは、当社が商社を生業としていることに鑑みれば、非常に高い数値である。この高い自己資本比率を反映して、2018 年 3 月期の ROE（自己資本利益率）は 6.6 % と低い水準であり、2019 年 3 月期も 5.2 % とさらに低い予想値となっている。さらに、当社は自己資本比率が高いのみならず、2018 年 12 月末現在で現預金約 88 億円、投資有価証券約 82 億円、有利子負債は約 40 億円と、現金類似資産も十分な水準で保有している。

当社は、これ以上会社内に資金を留保する必要はなく、また、これ以上自己資本を増加させても ROE は減少するだけである。余剰資金を株主に還元することが、株主価値を高め、ひいては株価の向上につながるため、剰余金の配当を大幅に増額すべきである。

なお、今回提案する剰余金の処分案を実行しても、その配当総額は当期純利益の範囲内であることから、前期末の当社の自己資本及び現預金水準を大きく変えるものではなく、当社の財務状態は良好なままである。

上記提案の詳細な説明は、<https://proposal-for-kyokuto-from-sc.com/> 又は株式会社

ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンクを参照されたい。

以上